2026 年 3 月 13 日

JNLA 登録試験事業者　各位

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター（IAJapan）試験認証認定課

JNLA 登録試験業務に係る報告のお願い

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、JNLA 制度の普及・発展にご協力いただき厚く御礼申し上げます。
さて、認定センターでは登録試験事業者様の最新の業務実施状況を把握することを目的として、前年度の試験事業の実績、マネジメントシステムの変更等について報告をお願いしております。
つきましては、ご多忙の折り誠に恐縮ですが、2025 年度（2025/4～2026/3）の実績等のご報告にご協力くださいますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ご提出方法については 3.報告の提出先およびお問い合せ先のメールアドレスへ電子媒体でご提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 報告していただく事項
別紙に記載

2. 報告の期限
2026 年 4 月 30 日（木）
認定申請審査業務システムを利用している事業者の皆様におかれましては、別紙の(7)は当該システムを経由してご提出下さいますようお願いいたします。

3. 報告の提出先およびお問い合せ先
独立行政法人製品評価技術基盤機構　認定センター
試験認証認定課　JNLA チーム 年度報告担当者
E-mail：jnla-houkoku@nite.go.jp
ＴＥＬ：03-3481-1939

以上

（別紙）

ご報告いただく事項

(1)から(7)について、JNLA 登録試験業務に係る報告事項一覧(HP 掲載 Excel ファイルの様式1)にとりまとめ、ご報告をお願いいたします。

(1)試験事業の実績及び試験証明書の発行実績（様式 2 による）
①2025 年度における JNLA 試験事業の実績
②JNLA 標章付き試験証明書の発行件数及び発行枚数
③参考として、類似の製品試験等の実施件数

(1) の発行実績につきましては、電子メールにて、**Excel ファイルで**ご提出ください。
PDF ファイルにご変換いただく必要はございません。
※JNLA 試験方法区分一覧（第 22.0 版）【2025 年 2 月 21 日施行】の改正時、試験区分の名称変更がありました。また現時点の最新版は 23.2 版【2026 年 1 月 13 日】となります。

(2)（参加実績がある場合） 技能試験、試験所間比較等の参加実績（様式 3 による）

(3)（該当する場合)JNLA 登録(更新)審査時等の不適合事項、懸念事項のフォローアップ状況（様式 4 による）

(4) 内部監査記録
2025 年度に実施した内部監査記録の写し（pdf データ等）を添付してください。
内部監査を実施したことが確認できる記録であれば、例えば内部監査報告書等の表紙のみでも結構です。メールでの提出が可能ですが、送受信容量に制限がありますので内部監査資料の提出は不要です。（様式自由）

(5) マネジメントレビュー記録
2025 年度に実施したマネジメントレビュー記録の写し（pdf データ等）を添付してください。
マネジメントレビューを実施したことが確認できる記録であれば、例えばマネジメントレビュー議事録等の表紙のみでも結構です。メールでの提出が可能ですが、送受信容量に制限がありますのでマネジメントレビュー資料の提出は不要です。（様式自由）

(6) 電磁的方法による JNLA 標章付き試験証明書の交付実績
発行実績の有無（◯または×）について、お知らせ下さい。
“実績あり”とご報告いただいた場合、その件数等、個別にヒアリングさせていただくことがございます。ご協力下さるようお願いいたします。

(7) （該当する場合） 登録(登録の更新)申請書等変更届の提出について
次の①から⑥の事項は、省令第 2 条第 2 項により変更があった場合には当機構に届け出る必要がある事項です。これらの事項について内容の変更があった場合には、必要書類を添付の上「登録(登録の更新)申請書等変更届」により提出してください。
また、⑦については、こちらからの連絡が滞らないよう、変更があった場合には速やかにご提出ください。
登録(登録の更新)申請書等変更届の提出は、原則メールではなく、認定申請審査業務システムによりご提出ください。

（届出の詳細については「JNLA 登録及び認定の取得と維持のための手引き（JNRP22）」をご覧ください。）

①製品試験等の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項
②製品試験等の事業に用いる器具、機械または装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別
③製品試験等の事業を行う施設の概要
④製品試験等の事業を行う組織に関する事項
⑤製品試験等の事業の実施の方法に関する事項
a)品質マニュアル
b)試験手順書（該当する場合、不確かさ見積手順書、不確かさ評価の結果を含む）
⑥試験事業に従事する者の氏名及び当該者が製品試験等の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績
⑦登録申請に関する担当者及びその連絡先

以上